「入札談合等関与行為防止法」理解度チェックテスト

実施日：
部署：
役職：
氏名：　　・・・など

記載項目の例

	No.	問題内容	回答
問1～問5について、適当なものには「○」を、適当でないものには「×」を記載してください。			
概要編	問1	入札談合等関与行為防止法の対象となる発注機関は、国及び地方公共団体のみである。	
	問2	入札談合等関与行為防止法の対象は入札のみであり、複数の事業者を指名して見積りを徴収し、当該見積りで示された金額を比較して契約先を決定する形態のもの、いわゆる指名見積り合わせは入札談合等関与行為防止法の対象にはならない。	
	問3	入札談合等関与行為防止法における入札談合等関与行為とは、発注機関の職員が、事業者による入札談合等の独占禁止法違反行為に関与する行為であり、同法では、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えいの3類型のみが定められている。	
	問4	入札談合等関与行為防止法は、発注機関の「職員」が遵守しなければならない法律であるため、職員による入札談合等関与行為が認められた場合であっても、発注機関が組織としての対応を求められることはない。	
	問5	発注機関の職員による入札談合等関与行為が認められた場合、発注機関は、公正取引委員会からの改善措置要求に基づく調査の結果、当該職員に対して損害賠償請求や懲戒処分を行うことがある。	
問6～問10の発注機関の職員が行った行為について、入札談合等関与行為防止法上、問題とならない場合は「○」を、問題となり得る場合には「×」を記載してください。			
事例編	問6	発注方法を随意契約から競争入札に切り替えることになり、現場では混乱が生じるおそれがあったことから、事業者に対し、年間の発注計画に基づき、混乱しないように事業者同士で受注を調整するよう指示した。	
	問7	ある入札の落札業者A社との挨拶の中で、同社から発注機関の職員に、「来年○月発注の△物件（の入札等）も頑張りますので、また是非お願いします」との発言があったところ、品質を確保するためには実績のある業者に頼むのがよいと考え、発注機関の職員が「御社の仕事は丁寧ですし、こちらとしても安心してお任せできますから、△物件も御社でお願いします」と応じた。	
	問8	組織内の正式な手続に則って既にウェブサイトで公表している入札に関する情報について、事業者から問い合わせがあったため、当該ウェブサイトの掲載場所を教示した。	
	問9	発注者の職員は、事業者D社から次のような依頼を受けた。 「公表されている発注見通しによれば、今年度の第3四半期にX工事、Y工事、Z工事の競争入札が行われるようだが、X工事についてはA社、Y工事についてはB社、Z工事についてはC社が必ず入札に参加できるように指名したり入札参加条件を設定したりしていただきたい」。 　依頼を受けたA社、B社、C社は、それぞれ過去にX工事、Y工事、Z工事と現場の近い工事を受注していることから、職員は依頼に応じることにした。	
	問10	特定の事業者Aから、「今回の入札案件の予定価格はこのくらい（指3本を立てて示す）でしょうか」と尋ねられた職員は、「そこまではいかないですよ」と応じた。	